

第564回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日時：令和7年3月21日(火) 10:00～10:33

場所：経済産業省 本館6階東1応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、武田委員、松村委員、村松委員

○横山委員長　それでは、ただいまから「第564回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりでございます。議題に入る前に、議事や資料の取扱いについて、事務局より御説明をお願いいたします。

○田上総務課長　本会合は、オンラインでの開催としております。

なお、議事の模様は、インターネットで同時中継を行っています。

第2部の議題については、個別の民間企業の情報等を取り扱うことから、議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載することといたします。会議資料については、情報公開請求があった場合には、その対応について、改めて御相談をするという扱いにしたいと考えております。

念のため、御確認いただきたく存じます。

○横山委員長　ただいま御説明がありましたように「議事次第」において「第2部」として記載されている議題につきましては、非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

(異存：なし)

それでは、ただいまお話のあったとおりにさせていただきます。

ありがとうございました。

それでは、議題の1「電力広域的運営推進機関の業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可について」に関しまして、事務局から御説明を、よろしく願いいたします。

○黒田NW事業監視課長　それでは、資料の3を御覧ください。

「電力広域的運営推進機関の業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可について」、御説明させていただきます。

(趣旨)でございますけれども、3月6日付けで、広域機関より経済産業大臣に対して、業務規程及び送配電等業務指針の変更の認可申請がございまして、13日付けで経産大臣が

ら委員会に対して意見の求めがあったということで、委員会としての回答について御審議をいただきたいというものでございます。

2. 以降に「変更の内容」が記載をされておりますけれども、基本的には、いずれもエネ庁ですとか広域機関の審議会での審議内容を反映するものになっているということでございます。

まず(1)でございますけれども、「下げ調整力不足時の受電エリアの電源の出力制御に関する規定の変更に伴う送配電等業務指針の変更」でございます。こちらは、資源エネルギー庁の系統ワーキンググループで議論をした結果として、需給制約時の優先給電ルールに関する規定の見直しを行うものでございます。

(主なルール整備事項)の内容といたしましては、一般送配電事業者が長周期広域周波数調整により余剰エリアの余剰電力を受電するに当たっては、必要に応じて調整力として確保している発電設備等に加えて、あらかじめ確保していない発電設備の出力を抑制する等をして、余剰電力を受電することですとか、併せて広域機関による下げ代不足融通指示によって、余剰電力を受電するに当たっては、必要に応じて再エネ出力を制御して受電をするといったことを明記する内容になっているということでございます。

次に(2)「中地域交流ループの運用開始に向けた業務規程の変更」でございますが、こちらについても、広域機関の調整力及び需給バランス評価等に関する委員会で整理された内容に基づき、地域間連系線の管理に関する規定の見直しを行うものとなっております。具体的な整備事項といたしましては、中地域交流ループ運用の開始に伴って中部・北陸・関西の各連系線の運用容量等を3つのフェンス潮流で管理することですとか、南福光BTBの廃止に伴って中部北陸間の連系設備の対象設備の記載ぶりを見直すといった内容になってございます。

(3)といたしましては、「系統制約による蓄電設備の出力制御等に関する業務規程、送配電等業務指針の変更」でございます。こちらにも系統ワーキンググループですとか、広域機関の広域系統整備委員会での整理に基づきまして、蓄電設備の出力制御等に関する規定の見直しを行うものでございまして、(主なルール整備事項)といたしましては、一般送配電事業者及び配電事業者が、平常時の系統制約による混雑発生時の出力制御として、非調整電源については、火力電源等の出力抑制の次に蓄電設備の放電を抑制する順位とすること等を規定するものとなっております。ということでございます。

(4)が、「作業停止計画調整に関する業務規程、送配電等事業指針の変更」でございます。

して、こちらも広域機関の調整力及び需給バランス評価等に関する委員会での整理の内容に基づく変更でございまして、具体的には容量停止計画の調整スケジュールと合わせる形で作業停止計画の調整スケジュールに関する規定を見直す。11月～2月中旬から8月～12月末へ前倒しをするという内容となっております。

(5)として、「その他の業務規程及び送配電等事業指針の変更」でございまして、具体的には、大規模災害時の基準について、東海地震に関する規定を削除して、南海トラフ地震の臨時情報に関する情報を追加するといった変更ですとか、予備電源の落札結果について、募集要項に基づき公表することが審議会で決まっておりますので、具体的な公表内容を定めるといった内容になってございます。

こちらの「認可申請に関する意見」でございましてけれども、後ろに審査基準の具体的な関係法令をつけておりますけれども、審査基準が法令に適合しているですとか、不当に差別でないといったような審査基準がございましてけれども、こうした基準に照らして、特段の問題はないと認められるということで、資料3-3、資料3-4のとおり、委員会として当該認可を行うことに異存がない旨を経済産業大臣に回答することとしたいということでございます。

私からの説明は以上になります。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。――よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありました対応方針のとおり、委員会として認可することに異存がない旨、経済産業大臣に意見回答することとしてよろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり経済産業大臣に意見回答することといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして議題の2「電力広域的運営推進機関の2024年度予算の変更の認可について」及び議題の3「電力広域的運営推進機関の2025年度予算及び事業計画の認可について」に関しまして、合わせまして事務局から御説明をお願いいたします。

○黒田NW事業監視課長　それでは、まず資料4「電力広域的運営推進機関の2024年度予算の変更の認可について」、御説明をさせていただきます。

スケジュールとしては、先ほどと同じでございます。3月6日付けで経産大臣宛てに2024年度予算の変更認可申請がございまして、13日付けで経産大臣から委員会に対して意見の求めがあったので、その委員会の回答について御審議をいただきたいということでございます。

14行目以降の「経緯」でございますけれども、広域機関の2024年度予算につきましては、昨年の3月29日に経産大臣の認可を受けて実施しているということでございますが、広域機関では、2023年度決算から企業会計基準に基づく会計整理を導入するとともに、今年度から監査法人による会計監査を導入しているということで、そこでの指摘等を踏まえて、2024年度予算の変更の申請があったということでございます。

具体的な内容でございますけれども、29行目以降でまとめております。

まず(1)としまして「会計整理の変更に伴う収支の追加」でございますけれども、広域機関では、会費収入による事業以外の再エネ関係業務など独立した収支相償業務につきましては、収入支出の発生が制度上他律的に決まり、広域機関に裁量がないことから、納付金や拠出金等の受託資本本体の出入りは損益計算書に反映せず、貸借対照表の預かり納付金等として個別管理しているということでございます。

非化石証書や補助金、運用利息等の収入についても、これまでは同様に扱っていたのですが、非化石証書はその入札量を広域機関が通知しているものであること、それから補助金は広域機関が交付申請しているものであることなどから、監査法人からの指摘を受けて、通常の企業会計で収益計上しているこれらの費目については損益計算書に計上することとしたため、今回、新たに収入支出予算に計上するというところでございます。

なお、これらの収入を認識する場合は、同額を預かり納付金等に繰入れを行うため、広域機関の損益としては中立となるということでございます。

次に(2)「消費税の課税事業者になったことに伴う消費税額の追加」でございます。広域機関は、2023年度から消費税の課税事業者となりまして、2024年度から納付が開始されているということでございますが、この消費税等額について、2024年度当初予算では未計上であったため、今回、新たに収入支出予算に計上するというのが2点目でございます。

(3)、56行目以降が、「FIT/FIP制度に係る交付金・納付金業務に係る資金調達に係る費用追加」ということで、広域機関は、2022年度から再エネ特措法に係るFIT/FIP

P制度の各交付金の交付及び納付金の徴収の業務を行っているということでございますが、当該業務において、一時的な資金不足が生じる可能性があるということで、資金の借入れですとか、広域的運営推進機関債の発行ができることになっているということであります。

広域機関は、2024年3月以降3回、8,800億円の借入れを行っているということでございまして、これらの借入れに係る利息及び「シンジケート・ローン」方式とした際の委託費用について、当初予算策定時には織り込むことができていなかったため、今回、新たに計上するというところでございまして、こちらも、広域機関の損益としては中立ということでございます。

(4)が、「広域系統整備交付金交付等業務の開始に伴う費用配賦の変更等」ということで、当初予算では、この業務の実施を想定しておらず、この業務勘定の収支は0としていたのですが、実際には値差収益の運用収入ですとか弁護士対応費用などが発生したほか、当該業務を開始したことに伴って当該勘定において共通経費の配賦を行うとしたことから、こうした変更を行うということでございます。

78行目以降、「審査方法及び審査結果」でございまして、この申請のあった2024年度予算の変更について、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」に基づいて審査を事務局で行っておりまして、別紙でつけている部分になりますけれども、①～⑥の項目について審査をした結果として、適正であることを確認しているということでございますので、この審査結果を踏まえまして、経済産業大臣が本申請に係る認可をすることには異存ない旨、資料4-2のとおり経済産業大臣に回答をすることとしたいというのが、2024年度の予算の変更認可に係る議題でございます。

続きまして、資料5「電力広域的運営推進機関の2025年度予算及び事業計画の認可について」でございまして、こちらも同じスケジュールです。経産大臣から委員会に意見の求めがあるということなので、認可申請に係る回答について御審議をいただきたいということでございます。

2025年度予算及び事業計画の関連資料を後ろにつけておりますけれども、詳細、概要を19行目以降で記させていただいておりますので、こちらで御説明をさせていただければと思います。

まず、2025年度予算でございますけれども、総額は630億円で、2024年度予算、これは先ほどの変更が反映されたことを前提としたものでございますが、これと比較すると、132億円の増加でございます。会費収入については、19億円増加をして126億円となっております。

この予算の主な増加要因といたしましては、支払利息の+67億円ですとか、消費税等の納付額が+44億円というところが大きく出ているということでございまして、これに加えて広域機関システム関連費用が+19億円といった増加要因となっているということでございます。

それから、予算総則における債務を負担する行為については、システム開発費等に係る経費や事務所の賃貸借経費など、複数年度にわたって契約等を締結する予定のもので、計136億円となっております。

それから、2025年度の事業計画につきましては、容量市場や長期脱炭素電源オークションなどの中長期の供給力確保に向けた取組ですとか、需給調整市場等の広域的な需給管理の円滑な実施、広域系統整備の推進と系統の効率的な利用に向けた取組、再生可能エネルギーの導入と系統運用・電力市場への統合の促進の取組などについて記載をされているということでございます。

こちらの審査でございませけれども、これは、先ほど御紹介したのと同じで、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」に基づいて、委員会事務局において審査を行ったところ、①～⑥の項目については適正であることを確認しております。

これに加えて、予算については、個別件名ごとに内容を確認するなどした結果として、2025年度予算及び事業計画について、別紙のとおり適正であることを確認しているということでございまして、この審査結果を踏まえまして、委員会として、経済産業大臣が本申請に係る認可をすることに異存はない旨、資料5-2のとおり経済産業大臣に回答をすることとしたいということでございます。

私からの説明は以上になります。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御意見、御質問がありましたら、どうぞよろしくお願いたします。

村松委員、よろしくお願いたします。

○村松委員　　御説明ありがとうございました。2つ確認事項とお願いです。

1つ目は、今回の資料4の「予算の変更について」でございませ。こちらは、変更箇所について、一つ一つ説明をいただきました。会計の観点から見て違和感を覚えるところは特になかったです。こちらは、会計監査人からの御指摘を受けてという項目もありましたけれども、いずれも、その会計監査人と、最終の財務諸表での取扱いとして御確認いただ

いた内容と同じように予算が変更、取り扱われたという整理でよろしいでしょうかというのが1点です。会計監査人は、最終的な監査意見を出すまでは、これで大丈夫ですとはおっしゃらないと思うのですが、念のため確認されたかどうかだけを確認させてください。

もう一つ、資料5になります。2025年度予算ですね。数字より、むしろ事業計画の中身についてです。事業計画、各項目いずれも重要なお取り組みとして拝見いたしました。

5-1「組織運営ガバナンスの強化」ですけれども、こちらは、広域機関が取り扱われます業務範囲の拡大並びに、それに伴って多額の資金を管理するようになった事実、これを踏まえると、一般的にはリスクファクターとして捉えられる項目であると考えます。それを受けて内部統制の強化に取り組まれることを事業計画の中で明確にうたっていただいておりますので、こちらはしっかり取り組んで進めていただきたいという要望でございます。

以上です。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、御質問もありましたので、事務局から、よろしくをお願いします。

○黒田NW事業監視課長　　村松委員、ありがとうございます。

1点目の御質問は、御指摘のとおりということで、会計監査人の意見のとおりということで、今回変更されていると確認しているところでございます。

それから、2点目ですね。ありがとうございます。

事業計画について、5-1で組織名、ガバナンスの強化といったところも記載をされております。こちらについては、我々監視等委員会事務局としても、実際にこちらで書いてあるような内容が実施されているかどうかといったところについても、引き続きフォローしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上になります。

○横山委員長　　ありがとうございました。

村松委員、よろしいでしょうか。

○村松委員　　ありがとうございます。引き続きお願いいたします。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ほかにいかがでしょうか。――よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

ありがとうございました。

それでは、ただいま事務局から御説明がありました対応方針のとおり、委員会として認可をすることに異存がない旨、経済産業大臣に意見回答することとしてよろしいでしょうか。

(異存：なし)

異存がございませんようですので、事務局案のとおり経済産業大臣に意見回答することといたします。

どうもありがとうございました。

○黒田NW事業監視課長　　ありがとうございました。

○横山委員長　　それでは、続きまして、議題の4「卸電力取引所の令和7年度事業計画及び収支予算の認可について」に関しまして、事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

○石井取引制度企画室長　　それでは、資料6に基づきまして御説明をいたします。

日本卸電力取引所（JEPX）から、経済産業大臣に対して、来年度の事業計画、それから収支予算の認可申請がありまして、3月19日に大臣から当委員会委員長に対する意見聴取がなされました。本件は、その回答案について御審議いただくものでございます。

下のほうに、主なポイントがございますけれども、事業計画、それから収支予算については、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」第1（67）というものが、この資料の後半に出てきますけれども、それに照らして適正であることを確認することになっています。

2ページ目でございます。「事業計画書の概要」は、ここにあるとおりですけれども、「基幹インフラにふさわしい安定性・信頼性」と、「市場運営の信頼性確保」の2つの柱から成り立っています。

例えば54行目にありますように、システムの観点からは、取引システムの全面機能更改ですとか、全API仕様の公開といったものでございます。

それから、「市場運営の信頼性確保」については、昨今の誤入札事例等を踏まえて、入札参加者への注意喚起などを含めた関係者への理解促進活動というものが含まれております。

3ページ目でございます。91行目にありますように、不公正取引を防止するため、その抑止力のさらなる向上に向けた検討などが盛り込まれています。

そして、審査基準に照らしますと、4ページ目、106行目でございますけれども、必要な項目が明記されていると考えております。

加えて、先ほど申し上げましたとおり、ルールに関する理解促進、それから不公正取引の監視強化、JEPXの市場監視委員会を初め、適切な監視体制の整備に、国の監視当局とも連携しつつ恒常的に取り組むとしています。

こうした点も踏まえまして、審査基準に照らして適正な事業計画ではないかと考えられます。

続いて、令和7年度収支予算の概要と審査結果になります。5ページ目でございます。

収入は、年会費の収入の増加によりまして、前年度予算+1.1億円、支出は、システム関連費の減少等で、前年度予算-1.2億円となっています。

予算に関する審査基準については、後半のほうにもございますけれども、収入と支出の部に整理されているかということと、あとは、市場間値差による収益が他の収益と区分されているかといった、そういう基準となりますけれども、いずれも問題がないと確認しております。

以上から、3.でございますけれども、ここにございますとおり、経済産業大臣に対しては、認可をすることに異存がない旨を回答したいと考えております。

以上でございます。

○横山委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いをいたします。

いかがでしょうか。——ございませんでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、御意見がないようですので、事務局から御説明がありました対応方針のとおり、委員会として認可をすることに異存がない旨、経済産業大臣に意見回答することとしてよろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり経済産業大臣に意見回答することといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして議題の5「沖縄電力株式会社の特小売供給に係る供給義務等に関する経済産業大臣からの意見の聴取に対する回答について」に関しまして、引き続き、石井室長から御説明をよろしくお願いたします。

○石井取引制度企画室長 続いて、資料7に基づいて御説明をいたします。

本件は、沖縄電力の高圧部門の料金規制解除について、経済産業大臣から、当委員会委員長宛てに意見聴取がありまして、その回答案について御審議いただくものになります。

1. のところ、15行目以下でございますけれども、高圧自由化範囲拡大に関する経緯を振り返りますと、過去2回にわたって議論がなされております。

まず1つ目が、16行目、(1)にありますように2004年及び2005年でした、当時総合エネ調の分科会で、沖縄以外の自由化範囲の拡大について審議されていまして、その際、考慮された点が、24行目以降ですけれども、a) からd) になります。

いずれも当時の報告書を抜粋したものでございますけれども、a) は、安定的な送配電運用が確立すること。b) は、電力供給システムの安定性を維持するための環境が整備されること。c) は、供給者の選択肢が確保されれば競争による利益が享受できると見込まれること。d) が、一般電気事業者によるユニバーサル・サービスの提供等が維持可能と見込まれること。というものでございます。

その上で、37行目以降にありますように、沖縄特有の事象を踏まえ、当時はa)、b)、d) を満たせないとして自由化が見送られています。

その後、2ページ目の(2)でございますけれども、2つ目の議論が、2013年になされています。この当時は沖縄についても、他の地域と同様の制度改革を進めることを基本として、小売全面自由化は原則として実施し、他方で、55行目から60行目に記載の特殊性を踏まえまして、高圧以下の需要家については、「全面自由化後の経過措置として、十分な競争が生じるまでは、規制料金を経過措置として残す」とされました。

また、64行目にありますように、卸市場の活性化に向けた取組として、「これまで沖縄電力との間で長期的に売電されてきた卸電気事業者の電源を、新電力等にも活用できるよう、売電先の多様化に向けた取組を検討する」というふうに整理されました。

そして、本年2月の電力・ガス基本政策小委員会では、68行目以降ですが、そこにありますように「沖縄エリアにおける新電力シェアは高圧部門で12.2%に達し、本土と比較しても遜色ない水準に達している。こうした現状に鑑みれば、本土と同様に沖縄エリアの高圧部門における料金規制等を解除しても差し支えないのではないか」といった議論がなされていまして。

そうした経緯も踏まえて、先ほど申し上げたa) からd) について、沖縄の現状を見えます。それが77行目以降でございます。

82行目からでございますけれども、まず、a)については、そもそも沖縄エリアは、広域融通の枠外であることに加えまして、2016年に施行された送配電部門の中立性確保に向けた規制が講じられており、安定的な送配電運用が確立されていると考えられます。

また、91行目、b)でございますけれども、現状沖縄は卸電力取引所を通じて電力取引は不可能ですけれども、多数の供給者の参入を可能とする電力供給システムの安定性を維持するための環境整備については、沖縄電力が内外無差別の卸売のコミットメントを行うことを表明しておりまして、その後のフォローアップでも、その状況が担保されていると評価されています。

その他の項目についても、資料に記載のとおり問題ないものと考えられます。

また、113行目以降でございますけれども、1.(2)の、先ほど申し上げた2013年当時の議論に照らしても、十分な競争性については、沖縄エリアにおける新電力シェアは、他の地域と遜色がなく、卸市場の活性化に向けた取組については、今もなお沖縄エリアの構造的特殊性は変わらない中で、引き続き新電力にとって適正な卸取引環境が整備されることが重要ですが、先ほど申し上げましたとおり、内外無差別な卸売等のコミットメントを行うことを表明されておりまして、現時点では、適正な環境が整備されていると考えられます。

今後の当委員会の対応でございますけれども、先に4.のほう、131行目を御覧いただければと思います。解除された後、3年間は高压部門の小売料金の水準について、合理的ではない値上げが行われないよう、特別な事後監視を実施するとしています。

その詳細については、別途専門会合で検討することとしております。

その上で、経済産業大臣への回答案でございます。資料7-2になります。回答と記書きの「記」の前までのところ、そこは、そこに記載しているとおりでございますけれども、記書きの部分を御覧いただければと思います。

ポイントは、最下部にありますように、「以下の点に留意しつつ、高压部門の規制料金を解除することは差し支えない」としてございまして、1つ目は、今申し上げた特別な事後監視について記載をしています。

2つ目は、解除に当たりまして、例えば既にコミットメントを表明している内外無差別な卸売に今後も積極的に取り組む意思があることを確認することなど、解除後も適正な卸取引環境が維持されると確認することが必要としております。

以上でございます。

○横山委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いをいたします。

いかがでしょうか。――特にございませんでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありました対応方針のとおり、委員会として経済産業大臣に意見回答することとしてよろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり経済産業大臣に意見回答することといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、第1部として予定していた議題は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

○田上総務課長　　ありがとうございます。

事務局から2点お伝えをいたします。

前回の委員会からの間に2件、書面開催を行っております。

1件目が、一般ガス導管事業の供給区域の変更許可について、3月12日付けで許可することに異存はない旨、経済産業大臣に回答をしております。

2件目、不使用日割引の導入等に伴う特例認可等による再申請及び「電気・ガス料金負担軽減支援事業」に係る離島等供給約款の特例承認の再申請について、本日付けで認可等をするに異存はない旨、経済産業大臣に回答する予定です。

また、本日の議事録につきましては、案が出来次第お送りしますので、御確認のほど、よろしくお願いたします。

事務局からは、以上でございます。

○横山委員長　　ありがとうございました。

それでは、これにて第1部を終了といたします。

――了――